

指定要綱改正の概要

1 改正の理由及び内容

1-1 「電子申請・届出システム」の使用の基本原則化

- 令和5年3月31日、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第46号）が公布され、指定の申請や変更の届出等は、厚生労働省の「電子申請・届出システム」により提出しなければならないこととなった。
このことは、申請等を受理すべき都道府県知事又は市町村長が、「電子申請・届出システム」による申請等の受理の準備を完了するまでの間、事業所又は施設が当該都道府県知事又は市町村長に対して行う申請等について適用しないこととなった。
- 令和7年3月、山梨県における「電子申請・届出システム」による申請等の受理の準備が完了した。
- このため、指定の申請や変更の届出等についての届出は、「電子申請・届出システム」により提出しなければならないこととする条文を新設する。

1-2 国が示している標準様式例の使用の基本原則化

- 令和5年3月31日、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第46号）が公布され、指定の申請や変更の届出等は、厚生労働大臣が定める様式により行うものとなった。
- 令和5年12月19日、厚生労働省老健局から事務連絡があり、厚生労働大臣が定める様式に加え、標準様式が定められ、当該様式についても原則変更を加えずに活用することとされた。
- 令和6年3月25日、厚生労働省老健局から事務連絡があり、令和6年9月30日までの間、改正前の様式は、改正後の様式に代えて使用することができることとなった。
- このため、本指定要綱及び本指定要綱別表において定める様式を別紙のとおり変更する。

1-3 1-2に伴う項目の新設及び統合

- 令和5年3月31日、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第46号）が公布され、指定の申請や変更の届出等は、厚生労働大臣が定める様式により行うものとなり、「指定特定施設入居者生活介護指定変更申請書」の様式が定められた。
また、本指定要綱においては個別に様式を定めている介護老人保健施設、及び、介護医療院の2サービスについて、「開設許可事項変更申請書」、「管理者承認申請書」、「広告事項許可申請書」が1つの様式に纏められた。
- このため、「指定特定施設入居者生活介護指定変更申請書」に係る文言を追加する。
また、「開設許可事項変更申請書」、「管理者承認申請書」、「広告事項許可申請書」について様式及び条文を統合する。
これに伴い、以降の条文番号が変更となる。

1－4 1－2に伴う押印の見直し

- 令和2年12月25日、「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」(令和2年厚生労働省令第208号)が公布され、独自に定める様式等において、押印等を求めている場合においては、押印の見直しへの積極的な取組を期することとなった。
- 令和3年4月1日、申請者の明確な意思表示を確認すべき場合と県が判断した「指定(申請)許可申請書」、「指定(許可)更新申請書」、「誓約書」を除き、各様式において押印を不要とする改正を行った。
- 令和5年3月31日、介護保険法施行規則の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第46号)が公布され、指定の申請や変更の届出等は、厚生労働大臣が定める様式により行うものとなり、「指定(申請)許可申請書」、「指定(許可)更新申請書」、「誓約書」をはじめ、押印を一切求めない様式が定められた。
- このため、本指定要綱において定める様式において、押印を不要とする改正を行う。

1－5 介護療養型医療施設に係る項目の削除

- 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)が公布され、附則第130条の2第1項において、「介護療養型医療施設に係るなおその効力を有するものとされた介護保険法等の有効期限は、令和6年3月31日までであること」とされた。
- このため、介護療養型医療施設に係る条文及び文言を削除する。
これに伴い、以降の条文番号が変更となる。

2 施 行 日

令和7年4月1日

但し、1－5をはじめとする所要の改正については令和6年4月1日から適用することとし、1－2及び1－3については令和6年9月30日までの間、改正前の様式を、改正後の様式に代えて使用することができることとする経過措置を設ける。

別紙

1 厚生労働大臣が定める様式等

※1 県独自様式 ※2 以下「付表第一号」類について本指定要綱別表上は「付表」と記載

様式名	新	旧
指定（許可）申請書	様式第一号（一）	第1号様式
共生型居宅サービスの指定の特例を不要とする旨の申出※1	様式第一号（一の二）	第1号様式の2
指定（許可）更新申請書	様式第一号（二）	第1号様式の3
指定特定施設入居者生活介護指定変更申請書	様式第一号（三）	（新設）
指定を不要とする旨の届出書	様式第一号（四）	第2号様式
変更届出書	様式第一号（五）	第3号様式
再開届出書	様式第一号（六）	第3号様式の2
廃止・休止届出書	様式第一号（七）	第4号様式
指定辞退届出書	様式第一号（八）	第5号様式
介護老人保健施設・介護医療院 開設許可事項変更申請書	様式第一号（九）	第6号様式 （介護老人保健施設） 第10号様式 （介護医療院）
介護老人保健施設・介護医療院 管理者承認申請書	様式第一号（十）	第7号様式 （介護老人保健施設） 第11号様式 （介護医療院）
介護老人保健施設・介護医療院 広告事項許可申請書	様式第一号（十一）	第8号様式 （介護老人保健施設） 第12号様式 （介護医療院）
指定介護療養型医療施設指定変更申請書	（削除）	第9号様式
訪問介護事業所の指定等に係る記載事項※2	付表第一号（一）	付表1
（介護予防）訪問入浴事業所の 指定等に係る記載事項	付表第一号（二）	付表2
（介護予防）訪問看護の指定等に係る記載事項	付表第一号（三）	付表3
（介護予防）訪問リハビリテーション の指定等に係る記載事項	付表第一号（四）	付表4
（介護予防）居宅療養管理指導の 指定等に係る記載事項	付表第一号（五）	付表5
通所介護事業所の指定等に係る記載事項	付表第一号（六）	付表6
（介護予防）通所リハビリテーション の指定等に係る記載事項	付表第一号（七）	付表7

(介護予防) 短期入所生活介護の 指定等に係る記載事項 (単独型)	付表第一号 (八)	付表 8 - 1
(介護予防) 短期入所生活介護の 指定等に係る記載事項 (空床利用型・本体施設が特別養護老人ホームの 場合の併設事業所型)	付表第一号 (九)	付表 8 - 2
(介護予防) 短期入所生活介護の 指定等に係る記載事項 (本体施設が特別養護老人ホーム以外の場合の併設 事業所型)	付表第一号 (十)	付表 8 - 3
(介護予防) 短期入所療養介護の 指定等に係る記載事項	付表第一号 (十一)	付表 9
(介護予防) 特定施設入居者生活介護事業所の 指定等に係る記載事項	付表第一号 (十二)	付表 1 0
(介護予防) 福祉用具貸与の指定等に係る記載事項	付表第一号 (十三)	付表 1 1
特定 (介護予防) 福祉用具販売の 指定等に係る記載事項	付表第一号 (十四)	付表 1 2
介護老人福祉施設の指定等に係る記載事項	付表第一号 (十五)	付表 1 3
介護老人保健施設の許可等に係る記載事項	付表第一号 (十六)	付表 1 4
介護医療院の許可等に係る記載事項	付表第一号 (十七)	付表 1 5

2 標準様式

※ 県独自様式

様式名	新	旧
従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 (勤務表)	標準様式 1	参考様式 1
受託居宅サービス事業所等	標準様式 2	参考様式 5
平面図	標準様式 3	参考様式 2
居室面積一覧表	(削除)	参考様式 2 - 1
設備等一覧表	標準様式 4	参考様式 3
利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	標準様式 5	参考様式 4
誓約書	標準様式 6	参考様式 6
当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧	標準様式 7	参考様式 7
サービス提供責任者／経験看護師等／精神保健福祉士 に準ずる者の経歴※	参考様式 1	参考様式 9
生活相談員の経歴書※	参考様式 2	参考様式 8
共生型居宅サービスの基準に関する確認書※	参考様式 3	参考様式 1 0